

第20回 暮らしフェスタ立川

2月19日(土)・20日(日) 午前10時～午後4時 女性総合センター1階・5階

①マークの催しは1月25日(火)から生活安全課消費生活センター係 ☎(528)6801へ(申込順)。そのほかの催しは直接会場へ(先着順)。
 ②マークの催しには保育があります[各5人程度(1歳～学齢前)]。
 ③マークの催しには手話通訳が付きます。保育と手話通訳は2月10日(木)までにお申し込みください。

下記のほかにも講演会、コンサートを行います。くわしくは12面をご覧ください。

☎生活安全課消費生活センター係(女性総合センター内) ☎(528)6801

2月19日(土)

①②③正しくゲット! 入手困難チケット 令和元年6月に施行された不正転売禁止法について専門家から話を聞き、チケットを正しく入手する方法を聞きます ☎午前10時15分～午後0時15分 5階第3学習室 ④ファイナンシャルプランナー・太矢香苗さん 定員30人



①②③やりなおしへの道のり～依存症という病気 自身も依存症に苦しみ、克服した講師から依存症の恐ろしさや向き合い方などの話を聞きます ☎午後2時～3時30分 5階第3学習室 ④NPO法人潮騒ジョブトレーニングセンター施設長・栗原豊さん 定員30人

●健康チェック フレイル(虚弱)や握力、物覚えなど、自分の健康状態をチェックします ☎午前10時30分～正午▷午後1時30分～3時 1階健康サロン 費100円(参加費)



●ステンシルで楽しいカード作り ☎午前10時15分～正午 5階作業室 定員30人

●防災食の配布 なくなり次第終了 ☎午前10時30分～11時30分 5階料理実習室

●フードドライブ ご家庭や職場で余っている食品の寄付を募ります ☎午前10時15分～午後1時 5階料理実習室



●立川産野菜の実費頒布 なくなり次第終了 ☎午後3時20分から 1階ギャラリー



2月20日(日)

①②③つばめ調査から見てきたつばめ・人・まち つばめの調査を行っている専門家に話を聞きます ☎午前10時～正午 5階第3学習室 ④NPO法人東京生物多様性センター・渡辺仁さん 定員30人

①②③プラスチックごみを減らすには～今、私たちにできること プラスチックごみの減量について、私たちにできることを学びます ☎午後1時30分～3時30分 5階第3学習室 ④環境省環境カウンセラー・中井八千代さん 定員30人

①②痛みとうまく付き合うために ひざ痛・腰痛との上手な付き合い方を学びます ☎午前10時～11時 1階健康サロン ③理学療法士・藤田大樹さん 定員10人 ④持動きやすい服装、上履き、タオル、飲み物

①②「100トレ」で健康寿命をのばしましょう! ☎午後1時～2時30分 1階健康サロン ③「100トレ」インストラクター・角田文子さん 定員10人 ④持動きやすい服装、上履き、タオル、飲み物

①②楽しく体を動かそう! 新しい自分に出会えるフラダンス いっしょに踊りませんか? 対小学生以上 ☎午後1時30分～2時30分 5階和室 ③HULA プルメリアレイナアラ・渡辺和子さん 定員10人 ④持動きやすい服装、タオル、飲み物

●箱カメラとパタパタかわり絵 牛乳パックで箱カメラを、切り込みを入れた紙を使って変わり絵をそれぞれ作ります ☎午前10時～正午 5階作業室 定員20人

2月19日(土)・20日(日)

●消費生活特別電話相談 ☎午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く) ☎(528)6810

●実行委員会参加団体等の展示 「食」「暮らし」「環境」の視点から、情報を発信します ☎午前10時～午後4時 5階ロビー、第1・第2学習室

●自転車シミュレーター 自転車シミュレーターを活用し、交通マナーを学びます ☎午前10時～午後2時 1階ギャラリー

●関東電気保安協会による展示 電気の安全な使い方を学びます ☎午前10時～午後4時 1階ギャラリー

市民伝言板

この欄の情報の連絡・交渉は当事者間で。市は関与しません。

まちのお知らせ

●第18回WILL美術家展 会派を超えた作家たちが多摩エリアを拠点に地域の芸術文化の高揚と発展を願って活動しています。日本画、洋画、水墨画、版画等、大作を展示します。2月19日(土)午後2時～4時にはギャラリートークも。直接会場へ ☎2月15日(火)～20日(日)、午前10時～午後6時(最終日は午後5時まで) ④たましんRISURUホール ⑤知久さん ☎(536)1221

会員募集

●あやめ会(三味線同好会) 三味線を弾いてみませんか。藤本流の講師が民謡

を教えます。初心者、楽器経験者、男性歓迎。見学可 ☎毎月第1・第3水曜日、午後1時30分～4時30分 ④羽衣中央会館 ☎1,500円 ③3人(申込順) ④大野さん ☎080(6565)3088

●混声合唱団<つばさ> 練習は、日中に仕事がある方も参加しやすい夜間です。今は「別れの曲」と「明日に架ける橋」を練習しています ☎毎週木曜日、午後7時～9時 ④柴崎学習館 ☎5,000円 ④石井さん ☎080(3421)0658

●日本空手道天合会 勝敗や強弱などの相対的な価値にとらわれず、「競わない、対立しない」稽古をしています ☎18歳以上の方 ☎毎週日曜日、午前9時～正午 ④一小体育館、柴崎会館 ☎1,000円 ☎1,000円 ④10人(申込順) ④永富さん ☎080(3001)5472

●リズム気功 体をゆるめて自然治癒力を高めましょう。誰にでもできる気功です ☎毎週水曜日、午前10時30分～正午 ④幸学習館 ☎3,000円 ④松本さん ☎090(9848)5952

消費者の目

そのポイントの有効期限を知っていますか?

第204回

半年前、クレジットカードを作ったときにキャンペーンで付与されたポイントが失効しているのに気が付いた方から、「ポイントの有効期限の記載を見た記憶がないので納得できない」という相談がありました。

ポイントは事業者による独自のサービスで、キャンペーン時や購入代金の還元などで付与されています。その特性上、失効したポイントを元に戻すことは難しいと伝えました。

また、ポイントの有効期限などは規約や約款に記載されていることが多く、この事業者の場合も公式ホームページに「キャンペーン特典ポイントの有効期限は付与後〇〇までとなります」「ポイントについては会員情報から確認ができます」などと、規

約が書かれていました。

加えて、「キャンペーン等の付帯サービスの利用等に関する規約がある場合、会員はそれに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします」という条項もありました。

このように、多くの人が利用する契約では、規約や約款が定められています。民法が改正され、令和2年4月から、消費者が約款(規約)を契約内容とする旨の合意をする等の要件を満たせば、たとえ消費者が認識していなくても規約の個別条項に合意したとみなされるようになりました。ポイントの有効期限も含め、規約や約款はあらかじめ確認しておきましょう。

困ったときは 立川市消費生活センターへ ☎(528)6810